

# 徳島県美術家協会規約

昭和	23.	9.	12	規約制定
	32.	7.	14	新規約制定
	33.	4.	29	規約一部改正
	42.	4.	23	〃
	46.	4.	29	〃
	47.	5.	29	〃
	49.	8.	22	〃
	52.	7.	23	〃
	56.	5.	5	〃
	58.	6.	5	〃
	61.	6.	21	〃
平成	4.	6.	27	〃
	6.	6.	25	〃
	10.	6.	27	〃
	23.	6.	4	〃
	24.	6.	9	〃
	25.	6.	1	〃
	26.	6.	1	〃
	28.	6.	4	〃

## 第1章 総 則

第1条 本会は徳島県美術家協会と称し、事務局を徳島市内におく。

第2条 本会は県内美術家の連絡を緊密にし県美術の育成発展をはかり美術を通じて県文化の向上につとめることを目的とする。

第3条 本会は徳島県に関係のある美術家をもって組織する。会員は次のいずれかの部に属する。

①日本画 ②洋画 ③写真 ④彫刻 ⑤美術工芸 ⑥書道 ⑦デザイン

第4条 本会は目的を達成するために次の事業を行う。

(イ) 展覧会 (ロ) 講習会 (ハ) 講演会 (ニ) 観光美術の振興 (ホ) その他必要な事業

## 第2章 役員および会員

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長 副会長（2名）

理 事（若干名） 監 事（2名）

会長、副会長、監事は総会で選出する。理事は各部会から5名以内推せんする。役員任期は2年として留任をさまたげない。

第6条 本会は顧問、参与および名誉会員を理事会の推せんによりおくことができる。

第7条 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行す

る。監事はこの会の経理を監査する。

第8条 総会は毎年1回以上会長の招集により開き会計会務の報告、役員の選出、規約の改廃、その他重要事項の審議を行う。

総会は各部から選出した代議員によって構成し、出席代議員の過半数をもって議決する。代議員は30名以内の会員の部にあつては3名、31名以上の部にあつては、さらに10名毎に1名選出できる。ただし、最終端数の人員が算出された場合は、繰り上げるものとし1名を追加する。

第9条 理事会は必要に応じ会長が召集し総会の決議による会務および緊急事項を執行する。

### 第3章 部 会

第10条 各部に次の役員をおく。

部会長・委員（部会員数の3割以内）

部監事（2名）

役員は部総会で選出する。役員の任期は2年とし留任をさまたげない。

第11条 部総会は毎年1回以上部会長の招集により開き、会計会務の報告、役員の選出その他重要事項の審議を行う。

ただし、部の事情により、部委員会をもって総会にかえることができるものとする。

第12条 委員会は必要に応じ部会長が召集し部会務を執行する。

第13条 部会の決定事項中、各種事業を協会の名において行うときは、理事会の承認を必要とする。

第14条 各部の経費は部会1人当たり、1,750円とし、その他事業収益、寄付金をもってあてる。

### 第4章 経 費

第15条 本会の経費は会費、入会金、事業収益、寄付金その他をもってあてる。

第16条 会費は年額3,500円とし、入会金は1,000円とする。

第17条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 内 規

#### 1（監事）

監事は、基本的に規約第3条の順に従って、2部会が役員の任期期間をつとめる。

#### 2（総会の議長）

総会の議長は、規約第3条の順に毎回持ち回りでつとめる。

#### （参 考）

☆昭和23年 9月12日 設立総会及び発会式を徳島市役所3階議事場で行う。事務所を徳島新聞社内に置く

☆昭和24年 5月 3日 事務所を憲法記念館（徳島公園内の県立図書館）内へ移す。

☆昭和25年 12月18日 協会バッチを選定（図案は鬼塚副会長）

☆昭和33年 4月29日 今迄常任委員で運営していた協会の組織を部制を設けて、各部部长及び各部委員を選出する。協会運営は各部から選出された理事（3名～5名）によることとする。

☆昭和46年 4月29日 6部（日本画・洋画・写真・彫刻・美術工芸・書道）のうえに商業美術（58年度からデザインに改称）が加わり7部組織となる。